

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、自然環境を維持し、限りある資源を循環活用する「環境と共生する農業」を推進し、安全で安心な農産物の生産によって消費者の信頼回復を図るため、農業団体、出荷団体、農業法人、農業者、その他知事が適当と認める団体等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象及び補助率)

第2条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(事業の実施)

第3条 事業実施主体は知事が別に定めるところにより事業実施計画書を作成する。

2 事業実施主体は、前項で作成した事業実施計画書の提出については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

(環境負荷低減に向けた取組の実施)

第4条 事業実施主体は、国交付要綱第23条に基づき、環境負荷低減に取り組むものとする。

(交付申請書の様式並びに消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 事業実施主体の長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減

額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、規則第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を事業実施主体の長に送付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(変更・中止又は廃止の承認申請)

第8条 規則第6条第1項又は第2項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第11条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、環境にやさしい農業拡大推進事業実施状況報告書（様式第5号）により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

2 事業実施主体は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7号により、その事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31

- 日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。
 - 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の額の確定等）

- 第13条 知事は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付の請求）

- 第14条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、当該事業が完了した場合は、補助金交付請求書（様式第9号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（交付決定の取消等）

- 第15条 知事は、第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号））による）。
2 その取得価格が50万円を超えるもの	

(権限の委任)

第18条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日より施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日より施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日より施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第2条・第7条・第18条関係）

メニュー	経費	補助率	重要な変更
有機JAS認証等拡大推進事業	農業者の有機JAS認証取得に要する経費	新規取得 3/4以内 継続 1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増
	<p>福島県産有機農産物を扱う事業者等の有機JAS小分認証取得に要する経費</p> <p>(1) 小分認証の取得に必要な施設の整備費用</p> <p>(2) 小分認証取得費用</p>	<p>(1) 1/2以内 ただし、200万円を上限とする</p> <p>(2) 定額 ただし、30万円を上限とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増
有機農産物等の供給体制の整備	有機農産物等の生産出荷に必要な機械の購入費、パイプハウス、予冷库等の施設の工事費、実施設計費及び工事雑費	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増

[様式第1号] (第5条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 事業の目的
事業実施計画書のとおり
- 2 事業の内容
事業実施計画書のとおり
- 3 経費の配分と負担区分の計画
事業実施計画書のとおり
- 4 事業の着手及び完了予定年月日
事業実施計画書のとおり
- 5 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

6 収支予算書

(1) 収入の部

メニュー	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

メニュー	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業実施計画書第5添付資料
- (3) その他必要な書類

注1 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるように二段書きとし、変更前を上段に（ ）書きとすること。

[様式第2号] (第6条関係)

交付決定通知の書例

福島県指令 (課名又は所名の約字) 第〇〇号

事業実施主体名 (住 所)
(氏 名)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった 年度環境にやさしい農業拡大推進事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。) 第5条の規定により、次のとおり (又は次のとおり修正の上) 交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

福島県知事

〇〇〇〇

福島県〇〇農林事務所長

[補助事業の目的及び内容]

(申請どおり決定する場合)

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日 第 号で申請 (以下「申請書」という。) のあった環境にやさしい農業拡大推進事業補助金とし、その内容については、申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日 第 号で申請 (以下「申請書」という。) のあった環境にやさしい農業拡大推進事業補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

[補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保]

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(補助金名) 環境にやさしい農業拡大推進事業補助金

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

[経費の配分]

(申請どおり決定する場合)

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	補助事業に要する経費	補助金額
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円

[額の確定]

4 補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記3の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

[交付条件]

[交付関係を規制する要綱等の引用]

5 事業実施主体は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める重要な変更該当するものに限る。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（交付要綱で定める重要な変更該当するものに限る。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業実施主体は、交付要綱第15条により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

[消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合]

(4) 事業実施主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告し

なければならない。

イ 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第11条第3項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

[財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合]

- (5) 事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。
- (7) 事業実施主体が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

[申請の取り下げのできる期日]

- (8) 交付要綱第8条の規定に基づき、事業実施主体が申請を取り下げる場合には、交付決定の通知を受理した日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

[様式第3号] (第8条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業変更(中止・廃止)承認申請書
下記により、 年度の事業の事業計画を変更したいので環境にやさしい農業拡大推
進事業補助金交付要綱第7条の規定により承認してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の内容
事業実施計画書のとおり
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

5 収支予算書

(1) 収入の部

メニュー	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

メニュー	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更の内容は補助金の交付決定がなされた事業の内容（収支予算書を含む。）と容易に比較対照できるように二段書きとし、変更前を（ ）書とする。

[様式第4号] (第10条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金概算払請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった環境にやさしい農業拡大推進事業の補助金について、下記により 金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

年 月 日現在

メニュー	補助金額	今回請求額	残 額	事業完了予定年月日	備 考
	円	円	円		

[様式第5号] (第11条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業実施状況報告書
年度環境にやさしい農業拡大推進事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定年月日及び番号

2 事業遂行状況 (年11月30日現在)

総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完了 予定年月日	備考
円	円	%	円		

[様式第6号] (第11条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業完了報告書
年度環境にやさしい農業拡大推進事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

メ ニ ュ ー	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 〇 第 〇 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

[様式第7号] (第12条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業実績報告書
年度において下記のとおり事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
事業実績報告書のとおり
- 2 事業の内容
事業実績報告書のとおり
- 3 経費の配分と負担区分の実績
事業実績報告書のとおり
- 4 事業の着手及び完了年月日
事業実績報告書のとおり

5 収支精算書

(1) 収入の部

メニュー	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

メニュー	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業実績報告書第5の添付資料
- (3) その他必要な書類

注1 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段に（ ）書きとすること。なお、交付決定がなされた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付する。

[様式第8号] (第12条第3項関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書
年 月 日付け福島県指令 第 号により交付決定通知があった環境
にやさしい農業拡大推進事業の補助金について、環境にやさしい農業拡大推進事業補助
金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	メニュー		
2	事業実施主体名		
3	福島県補助金等の交付等に関する規則第14条に 基づく確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金	円
4	補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
5	消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控 除税額	金	円
6	県補助金返還額 (5-4)	金	円

(注) 別添参考となる書類 (5の金額の積算の内訳等)

[様式第9号] (第14条関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県知事)

事業実施主体
氏名又は名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった環境にやさしい農業拡大推進事業の補助金について、下記により補助金 円を請求します。

記

メ ニ ュ ー	
事 業 費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円